

(公財)京都市国際交流協会
「張鳳俊(チャン ポンジュン)奨学基金奨学金支給事業」要綱

(基金名称)

第1条

この事業は、寄付の申し出を受けて設立した基金の運用益を、奨学金として支給するものである。基金の名称は「張鳳俊奨学基金」とし、故 張鳳俊氏の遺志に基づき、京都で勉学に励むアジア出身(別表1)の私費留学生を対象に奨学金支給事業を実施する。

(目的)

第2条

この事業は、京都で勉学に励むアジア出身の留学生に対し奨学金を支給し、生活を支援することを目的とする。また、学生においては(公財)京都市国際交流協会が実施する事業に参加し、京都市における国際化推進に貢献する機会とする。

(事業対象)

第3条

京都市内大学および大学院に在籍するアジア出身(別表1)の私費留学生とする。

(支給要件)

第4条

奨学金支給対象者は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 日本以外の国籍を有し、在留資格「留学:College Student」で日本に在留している者。
- (2) 正規学生であること、科目等履修生、研究生等は該当しない。
- (3) 勉学意欲があり、経済的な援助の必要性があること
- (4) 学業成績、人物ともに優秀であること
- (5) 応募時に、協会指定大学(別表2)に在籍していること
- (6) 在籍課程・学年は、応募時に学部2回生以上の学生(大学院生を含む)であること。
- (7) 他の奨学金を受けていないこと

(支給対象人数)

第5条

基金運用による利益を元に奨学金支給総額を決定し、毎年募集時に決定する。

(支給金額)

第6条

奨学金支給金額は、一人あたり月額5万円とする。

(支給の期限)

第7条

1年間を期限とする。

(支給申請)

第 8 条

奨学金の支給を受けようとする者は、「張鳳俊奨学基金奨学金支給事業 申請書」(様式第1号)に記入の上、在籍する協会指定大学に提出する。

(選考)

第 9 条

理事長は、協会指定大学から「張鳳俊奨学基金奨学金支給事業 推薦書」(様式第2号)にて推薦された者について選考する。

- (1) 理事長は、提出された申請書類に基づき、書類選考を行う。
- (2) 理事長は、書類選考を通過した者に対し面接による選考を行う。
- (3) 選考に際し、理事長は行政機関(約2団体)と報道機関等から選考委員を委嘱する。

(支給対象者の決定)

第 10 条

理事長は、奨学金を支給することを適当と認めた者を奨学生とし、「張鳳俊奨学基金奨学金支給事業 支給対象者決定通知」(様式第3号)により、申請があった協会指定大学に通知する。

(奨学金の支払い)

第 11 条

奨学生は、「張鳳俊奨学基金奨学金支給事業 奨学金の支払について」(様式第4号)を提出し、理事長はその情報に基づき奨学金を支払うこととする。

(支給決定の取り消し等)

第 12 条

理事長は、次のいずれかに該当するときは奨学金の支給を終了する。

- (1) 提出書類等の記載事項に虚偽があったとき
- (2) 在留資格に変更(留学→他の在留資格)が生じたとき
- (3) 休学・転学及び自主退学したとき
- (4) 停学・退学又は除籍その他在籍大学から処分を受けたとき
- (5) 当事業からの給付を辞退するとき(修了等も含む)
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき

(報告等)

第 13 条

奨学生は、奨学金給付終了期に奨学金による成果について「張鳳俊奨学基金奨学金支給事業 報告書」(様式第5号)を提出し、報告する。

なお、奨学生は協会からの事業の協力依頼(通訳・翻訳・協会事業に対する提言、月に1回程度)に対し可能な限り対応することが期待される。

附則

この要綱は、2009年3月31日から施行する。

2010年3月21日改正

2011年5月24日改正
 2013年3月25日改正
 2015年3月31日改正

別表1 アジア出身者とは、従来の京都地域留学生交流推進協議会の区分けによる「アジア州」出身者とする。

1	インド	9	中国	17	ベトナム
2	インドネシア	10	ネパール	18	香港
3	カンボジア	11	パキスタン	19	マカオ
4	韓国	12	バングラディシュ	20	マレーシア
5	シンガポール	13	東ティモール	21	ミャンマー
6	スリランカ	14	ブータン	22	モルディブ
7	タイ	15	フィリピン	23	モンゴル
8	台湾	16	ブルネイ	24	ラオス

*外務省HP参照

別表2 協会指定大学とは京都市内の大学で、(ただし、キャンパスの所在地は京都市内に限定しない)以下の各校を指す。

1	京都大学	11	京都精華大学	21	龍谷大学
2	京都教育大学	12	京都造形芸術大学	22	京都ノートルダム女子大学
3	京都工芸繊維大学	13	京都橘大学	23	京都光華女子大学
4	京都市立芸術大学	14	京都薬科大学	24	京都嵯峨芸術大学
5	京都府立大学	15	同志社大学	25	平安女学院大学
6	京都府立医科大学	16	同志社女子大学	26	京都華頂大学
7	大谷大学	17	花園大学	27	京都情報大学院大学
8	京都外国語大学	18	種智院大学	28	総合研究大学院大学
9	京都産業大学	19	佛教大学	29	京都学園大学
10	京都女子大学	20	立命館大学		

(公財) 京都市国際交流協会
「張鳳俊 (チャン ポンジュン) 奨学基金奨学金支給事業」
2017年度奨学生募集

当基金は、故 張鳳俊氏の申し出を受け設立されたもので、その運用益を奨学金として支給しています。故人の遺志に基づき、対象は京都で勉学に励むアジア出身の留学生とし、生活支援することを目的としています。

また、留学生には(公財)京都市国際交流協会が実施する事業に参加し、京都市における国際化の推進に貢献する機会としていただきます。

■ 対象

京都市内の大学に在籍するアジア出身(※1)の私費留学生

※1 アジア出身者とは、従来の京都地域留学生交流推進協議会の区分けによる「アジア州」出身者とする。詳しくは、募集案内を参照のこと。

■ 応募資格

以下の項目にすべて該当する者とする。

- (1) 日本以外の国籍を有し、在留資格「留学: College Student」で日本に在留している者。
- (2) 正規学生であること。科目等履修生、研究生等は該当しない。
- (3) 勉学意欲があり、経済的な援助の必要性があること。
- (4) 学業成績、人物ともに優秀であること。
- (5) 応募時に、協会指定大学(※2)に在籍していること。
- (6) 在籍課程・学年は、応募時に学部2回生以上の学生であること。(大学院生含む)
- (7) 他の奨学金を受けていないこと。

※2 協会指定大学とは京都市内の大学を指す。(ただし、キャンパスの所在地は京都市内に限定しない)

■ 募集人数、奨学金の金額と奨学期間

5名程度、一人あたり月額5万円、1年間を期限とする

■ 応募方法

応募書類をHPからダウンロードしてください。

<http://www.kcif.or.jp/HP/jigyo/student/jp/shougakukin/gakusei.html>

所定の提出書類に記入のうえ、在籍する大学の留学生担当課まで提出してください。

2017年5月11日(木) 申込締切

(公財) 京都市国際交流協会

〒606-8536 京都市左京区粟田口鳥居町2番地の1

TEL: 075-752-3511 FAX: 075-752-3510

<http://www.kcif.or.jp> E-mail: office@kcif.or.jp